



# 村田町企業立地促進条例 の概要

2026年4月1日現在  
村田町まちづくり振興課

# 4つの奨励金・助成金制度

村田町企業立地促進条例及び同条例施行規則の規定に基づき、以下の奨励金・助成金を交付します。

## 企業立地促進 奨励金

村田町の  
固定資産税相当  
額を最大5年間、  
企業立地促進奨  
励金として交付

詳細：P 3へ

## 企業立地用地取得 助成金

用地取得金額の  
20%  
5,000万円を上限  
に交付

詳細：P 4へ

## 雇用促進 奨励金

新規雇用者数や  
転入雇用者数等  
に応じて、  
3年間で最大  
500万円を交付

詳細：P 5へ

## 緑地推進 助成金

緑地化に要した  
経費に30%を  
乗じて得た額、  
200万円を上限に  
交付

詳細：P 6へ

# 企業立地促進奨励金

## 村田町の固定資産税相当額を

## 最大5年間、企業立地促進奨励金として交付します。

- ・ 指定企業者が事業開始日以後、最初に固定資産税を課されることとなる年度から起算して5年間交付します。
- ・ 金額は、次に掲げる額の合計額となります。
  - ①投下固定資産のうち、家屋及び償却資産に対して課された交付対象期間各年度の固定資産税等に相当する額
  - ②投下固定資産のうち、土地（新設等した事業所の家屋の建築面積の部分に限る。）に対して課された交付対象期間各年度の固定資産税等に相当する額

※「指定企業者」 各奨励措置を受けるため指定を受けた企業をいいます。

※「事業開始日」 新設、移設又は増設に係る事業を開始する日をいいます。

※「投下固定資産額」 企業者が町内に事業所を新設、移設又は増設するために要した次に掲げる額の合計額をいいます。

ア 地方税法第341条に規定する土地、家屋及び償却資産のうち、町の固定資産課税台帳に登録されたもの（以下「投下固定資産」という。）の取得に要した費用の額

イ 固定資産の賃貸に係る賃借料（消費税法の規定による消費税及び地方税法の規定による地方消費税を除く。）の年額3倍に相当する額

※「新設」 町内に事業所を有しない企業者が新たに町内に事業所を設置することをいいます。ただし、既にある事業所を取得した場合を除きます。

※「移設」 町内に事業所を有する企業者が、当該事業所を町内の他の場所に移転することをいいます。

※「増設」 町内に事業所を有する企業者が、新たに当該事業所と同一業種の事業所を町内に設置する場合又は現存する事業所を解体し、新たな事業所を同一敷地内に建設して生産能力及び生産面積が共に拡大すると認められる場合をいいます。ただし、単に建物を増改築し、敷地を拡張し、機械設備の追加又は更新をする場合を除きます。

# 企業立地用地取得助成金

## 用地取得金額の20%、5,000万円を上限に交付します。

- ・ 指定企業者が次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に交付します。
  - ① **新設**に係る事業の用に供するため**3,000㎡（中小企業者：1,500㎡）以上の土地の取得**であって、**建築面積**においては**1,000㎡（中小企業者：500㎡）以上の事務所の建設**であること。
  - ② 事業開始日までの期間が、上記①に規定する**土地取得から3年未満**であること。

※「指定企業者」 各奨励措置を受けるため指定を受けた企業をいいます。

※「新設」 町内に事業所を有しない企業者が新たに町内に事業所を設置することをいいます。ただし、既にある事業所を取得した場合を除きます。

※「中小企業者」 中小企業基本法第2条第1項各号のいずれかに該当する者をいいます。

※「事業開始日」 新設、移設又は増設に係る事業を開始する日をいいます。

# 雇用促進奨励金

## 新規雇用者等の数に応じて、3年間で最大500万円を交付します。

- ・ 指定企業者が**事業開始日から起算して3年までの間**に、新規常用雇用者、新規学卒常用雇用者及び転入常用雇用者を雇用する場合に、**以下の①から③までの合計額（3年間で500万円を上限）を交付**します。

① 新規常用雇用者（新規学卒常用雇用者を除く。）の場合：10万円×人数

② 新規学卒常用雇用者の場合：15万円×人数

③ 転入常用雇用者の場合：20万円×人数

※ 上記①から③までのいずれの場合も、雇用した日から1年経過日に引き続き雇用していないと交付できません。

※ 「常用雇用者」 企業者が雇用する労働者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいいます。

ア 雇用期間の定めのない労働者又はこれに準ずると認められる者

イ 雇用保険法第7条の規定に基づく被保険者として同法第9条の規定に基づく確認を受けている者

ウ 厚生年金保険法第9条の規定に基づく被保険者として同法第18条の規定に基づく確認を受けている者又は同法第10条の規定に基づく認可を受けている者

※ 「新規常用雇用者」 新たに雇用される町内に住所を有する者で、引き続き1年以上雇用される常用雇用者をいいます。

※ 「新規学卒常用雇用者」 新設、移設又は増設に係る事業を開始する日（以下「事業開始日」という。）から起算して3年までの間に採用され、その採用時に町内に住所を有し、かつ、学校教育法第1条に規定する学校（小学校及び幼稚園を除く。）又は同法第124条に規定する専修学校を卒業してから採用までの期間が1年に満たない常用雇用者をいいます。

※ 「転入常用雇用者」 事業開始日以後に町内に転入し、引き続き1年以上住所を有する常用雇用者をいいます。

# 緑地推進助成金

**緑地化に要した経費に30%を乗じて得た額、200万円を上限に交付します。**

- ・ 緑地推進助成金は、指定企業者が事業開始日から起算して3年までの間に、当該事業所の敷地面積の20パーセント以上の面積の緑地化を行った場合において1回に限り交付します。
- ・ 緑地推進助成金の額は、緑地化に要した経費に100分の30を乗じて得た額とし、200万円を限度とします。

※「指定企業者」 各奨励措置を受けるため指定を受けた企業をいいます。

※「事業開始日」 新設、移設又は増設に係る事業を開始する日をいいます。

# 要件等（その１）

## 奨励措置を受けるためには、あらかじめ指定企業者の申請が必要です。

- ・ 事業開始日の30日前までに、指定企業者の申請が必要となります。
- ・ 新設、移設又は増設に係る投下固定資産額が3,000万円以上で、地域の産業振興と雇用拡大が図られ、町民生活の安定と向上に資するという条例の目的に寄与する取り組みである場合に対象となります。
- ・ 町税を滞納していないことが要件となります。

- ※ 「事業開始日」 新設、移設又は増設に係る事業を開始する日をいいます。
- ※ 「新設」 町内に事業所を有しない企業者が新たに町内に事業所を設置することをいいます。  
ただし、既にある事業所を取得した場合を除きます。
- ※ 「移設」 町内に事業所を有する企業者が、当該事業所を町内の他の場所に移転することを行います。
- ※ 「増設」 町内に事業所を有する企業者が、新たに当該事業所と同一業種の事業所を町内に設置する場合又は現存する事業所を解体し、新たな事業所を同一敷地内に建設して生産能力及び生産面積が共に拡大すると認められる場合をいいます。ただし、単に建物を増改築し、敷地を拡張し、機械設備の追加又は更新をする場合を除きます。
- ※ 「投下固定資産額」  
企業者が町内に事業所を新設、移設又は増設するために要した次に掲げる額の合計額をいいます。
  - ア 地方税法第341条に規定する土地、家屋及び償却資産のうち、町の固定資産課税台帳に登録されたもの（以下「投下固定資産」という。）の取得に要した費用の額
  - イ 固定資産の賃貸に係る賃借料（消費税法の規定による消費税及び地方税法の規定による地方消費税を除く。）の年額3倍に相当する額

# 要件等（その１）

## 指定申請書類

指定企業者申請書（様式第1号）

- ①法人の登記事項証明書
- ②定款、事業案内書等の企業者の概要を示すもの
- ③事業報告書、財務諸表、確定申告書の写し等企業者の財務状況を示すもの
- ④事業計画書
- ⑤事業所の位置図、施設（緑地を含む。）の配置図、施設の設計図及び設備の配置図
- ⑥建築基準法第6条第1項の規定による確認済証の写し
- ⑦投下固定資産額が明らかとなる書類（見積書、契約書及び領収書等の写し）
- ⑧町税を滞納していないことを確認できるもの
- ⑨その他町長が必要と認めるもの



# 要件等（その1）

## 企業立地促進奨励金

企業立地促進奨励金交付申請書（様式第8号）

- ①投下固定資産に係る支払を明らかにするもの
- ②投下固定資産に係る登記事項証明書（取得した場合に限る。）
- ③登記固定資産に係る固定資産税の納税通知書又は固定資産台帳の写し
- ④町税を滞納していないことを確認できるもの
- ⑤その他町長が必要と認めるもの

## 企業立地用地取得助成金

企業立地用地取得助成金交付申請書（様式第9号）

- ①交付対象用地に係る登記事項証明書
- ②交付対象用地に係る支払を明らかにするもの
- ③その他町長が必要と認めるもの

## 雇用促進奨励金

雇用促進奨励金交付申請書（様式第10号）

- ①新規常用雇用者、新規学卒常用雇用者及び転入常用雇用者の住民票の写し
- ②雇用保険資格取得確認通知書、雇用年金資格取得確認通知書等常用雇用者であることを確認できるもの
- ③新規常用雇用者、新規学卒常用雇用者及び転入常用雇用者を採用から引き続き1年以上雇用していたことを確認できるもの
- ④新規学卒常用雇用者にあつては、卒業した日を確認できるもの
- ⑤その他町長が必要と認めるもの

## 緑地推進助成金

緑地推進助成金交付申請書（様式第11号）

- ①緑地化実施報告書
- ②緑地化実施箇所を明らかにする図面
- ③緑地化に要した費用の支払を明らかにするもの
- ④その他町長が必要と認めるもの

# 要件等（その２）

## 対象となる事業

- ・ 対象となる事業は、日本標準産業分類に掲げる産業のうち以下のいずれかとなります。
  - ① 製造業
  - ② 情報通信業（情報サービス業に限る）のうち、ソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業
  - ③ 運輸業、郵便業のうち、道路貨物運送業、倉庫業及び運輸に附帯するサービス業（梱包業に限る。）
  - ④ 学術研究、専門・技術サービス業のうち、学術・開発研究機関
  - ⑤ その他、条例の目的達成のため町長が適当と認めるもの

## 適用除外

- ・ 復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成２４年村田町条例第１４号）第２条及び村田町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成２６年村田町条例第１４号）第２条の規定に基づく課税免除を受けることができる投下固定資産には適用しません。

**※詳細な要件や手続き方法等、詳しくはお問い合わせください。**



# お問い合わせ先

村田町役場 まちづくり振興課

〒989-1392

宮城県柴田郡村田町大字村田字迫 6

TEL 0224-83-2113

FAX 0224-83-5740

e-mail [mura-mac@town.murata.miyagi.jp](mailto:mura-mac@town.murata.miyagi.jp)